

小値賀町議会第1回定例会 (第8日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
教	育	吉	元	信
会	計	尾	崎	三
総	務	中	川	也
住	民	西	村	之
福	祉	植	村	彦
産	業	木	下	子
産	業	中	村	幸
農	業		”	
委	員	蛭	子	晴
会	事	近	藤	市
務	務	前	田	進
局	次		達	也
長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	尾	野	英	昭
事	務	岩	坪	百	合
局	書				
長	記				

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成29年3月14日（火曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（土川重佳議員 ・ 浦 英明議員）
- 第 2 議案第1号 小値賀町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第11号 小値賀町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第9号 小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第10号 小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第12号 旧野首教会の設置及び管理に関する条例案
- 第 8 議案第16号 財産の取得の変更について（中型バス）
- 第 9 議案第33号 平成28年度小値賀町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第34号 平成28年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第35号 平成28年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 1 2 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別  
会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予  
算 (第 2 号)
- 第 1 4 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度小値賀町国民健康保険診療所特別  
会計補正予算 (第 2 号)

午前10時00分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって4番・土川重佳議員、5番・浦英明議員を指名します。

日程第2、議案第1号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西浩三） おはようございます。

それでは、議案第1号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、平成28年法律第86号、及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令、平成28年政令第360号が平成28年11月28日にそれぞれ交付され、いずれも原則として交付の日から施行されることとされました。また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律、平成28年法律第70号が平成28年6月7日に交付され、原則として交付の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとされております。これに伴いまして、小値賀町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、今回、改正を提案するものでございます。

今回の改正は、消費税8%から10%への引き上げ時期を平成31年10月1日へ先延ばししたことによるものでございますが、上位法の改正による適応する条文及び文言を平成28年度中に改正する必要があり、ご提案するものでございます。

主な内容としましては、市町村民税の法人税割の税率の引き下げ、外国税額控除の限度額、特定寄付金税額控除等に関する施行期日を平成31年10月1日に、軽自動車税の環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を同じく31年10月1日に、また、平成29年4月1日に施行することとされております平成29年4月から平成31年3月31日までの期間に取得されました被災自動車または対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと都道府県知事が認める三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除、現行の軽自動車税

の種別割の変更に係る改正規定の施行期日を同じく 31 年 10 月 1 日とするもの  
でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

内容の詳細については担当より説明いたしますので、よろしくご審議の上、  
適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教） 住 民 課 長**

**住民課長（西村久之）** それでは、内容の詳細について、新旧対照表で説明  
いたします。新旧対照表をご覧ください。

第 1 条による改正では、附則第 7 条の 3 の 2 は、居住用財産の住宅取得に係  
る住宅借入金等を有する場合の町民税の所得割額の控除に係る特例の適用年度  
を平成 41 年度から平成 43 年度まで延長する改正でございます。その条件とし  
て、同時に、居住年が平成 31 年から平成 33 年までに延長されております。

第 16 条は、軽自動車税の税率の特例に関するもので、上位法の改正に伴う適  
用条文及び文言の改正、適用期間を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31  
日までを平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、適用年度を平成  
28 年度から平成 29 年度に変更するものでございます。

第 2 条による改正では、第 18 条の 3 は、納税証明事項に係る改正で、軽自動  
車税を種別割に改正するものでございます。

第 19 条は、上位法の改正に伴う適用条文及び文言の改正でございます。

第 34 条の 4 は、法人税割の税率の改正で、現行の 100 分の 9.7 を 100 分の 6  
に改正するものでございます。

第 80 条は、軽自動車の納税義務者について、新たに三輪以上の軽自動車の取  
得者に環境性能割を課すこと、また、従来の軽自動車等の所有者に種別割によ  
って課すこと及び上位法の改正による適用条文及び文言の改正でございます。

第 81 条は、軽自動車税のみならず課税について、新たに環境性能割及び種別割  
で課税するようになったこと、及びそれに関する適用条文を追加するものでご  
ざいます。

第 81 条の 2 は、従来の第 80 条の 2 の条文をこの条に追加するものでござい  
ます。

第 81 条の 3 は、環境性能割の課税標準を新たに追加。

第 81 条の 4 は、環境性能割の税率を新たに追加。

第 81 条の 5 は、環境性能割の徴収の方法を新たに追加。

第 81 条の 6 は、環境性能割の申告納付を新たに追加。

第 81 条の 7 は、環境性能割に係る不申告等に関する過料を新たに追加。

第 81 条の 8 は、環境性能割の減免を新たに追加。

第 81 条の 9 は、商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課

さない条文を新たに追加するものでございます。

第 82 条、第 83 条、第 84 条、第 85 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条、第 91 条については、軽自動車税を種別割で課すことによる上位法の改正による適用条文及び文言の改正でございます。

附則第 15 条の次に、第 15 条の 2「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」を、第 15 条の 3「軽自動車税の環境性能割の減免の特例」を、第 15 条の 4「軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例」を、第 15 条の 5「軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付」を、第 15 条の 6「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」をそれぞれ追加するものです。

附則第 16 条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、上位法の改正による適用条文及び文言の改正でございます。

同じく附則第 16 条第 2 項から第 4 項までは、第 1 条により改正しておりますので削除するものです。

第 3 条による改正は、小値賀町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 19 号）の附則の一部を改正するもので、上位法の改正による適用条文及び文言の改正でございます。

第 4 条による改正は、小値賀町税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 26 号）の附則の一部を改正するもので、上位法の改正による適用条文及び文言の改正でございます。

附則として、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 1 条による改正の附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定は公布の日から、第 2 条から第 4 条までの規定並びに次条及び附則第 4 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

同じく、附則に「町民税に関する経過措置」及び「軽自動車税に関する経過措置」を明記しております。

以上で、説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか？

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

### **日程第 3、議案第 6 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 6 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

近年の社会環境の中で、非婚・晩婚化による出生率の低下が問題化されておりますが、国は男女雇用機会均等法の改正を含め、女性の社会進出を進めるために子育て環境の整備に取り組んでいます。そういう中で労働環境についても、子育てがしやすいように法律の改正が進んでいますが、民間に拡大するために、まず国や地方公共団体から法整備を進めております。今回、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部が改正されましたので、町の職員の育児休業等に関する条例について、法律に準じた所要の改正をするものでございます。

附則で、施行期日を交付の日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、改正内容については、担当から説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** それでは、担当よりご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第 1 条は、上位法律の改正に伴う条項等の引用部分の改正でございます。

第 2 条は、育児休業をすることができない職員について、明確に定義付けを行う改正がなされております。

第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 3 条については、法律で条例で新たに定める必要があるために、条例で定めております。

第 4 条は、育児休業の期間の再度の延長ですが、文言の訂正でございます。



第 5 条は、承認の取消事由ですが、緩和をする改正でございます。

第 6 条、第 7 条は、文言の調整と条項の調整でございます。

第 8 条は、育児休業による昇給について、参酌する際に不利益を緩和する改正でございます。

第 9 条から第 16 条は、法に基づき、子育て世代の働きやすい環境づくりの一環で、育児短時間勤務に関する条項の追加でございます。

第 13 条は、育児短時間勤務の承認の取消事由ですが、法で条例で定める必要があり、育児休業の例にならうものです。

第 14 条は、育児短時間勤務が切れた後に、引き続き育児短時間勤務を継続することができる規定でございます。

第 15 条は、育児短時間勤務に係る通知、第 16 条は任期の更新でございます。

第 17 条は、部分休業について、できない職員の定義を明確に、かつ緩和しております。

第 18 条は、部分休業に関する規定ですが、多様なケースに細かく分類しています。

第 19 条、20 条、21 条は、条番号の繰り下がりでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**議長（立石隆教）** しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 15 分 —

— 再 開 午 前 10 時 17 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 4、議案第 11 号、小値賀町立小中学校設置条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 11 号、小値賀町立小中学校設置条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

本条例案は、現在休校状態となっております小値賀小学校及び小値賀中学校の六島分校を廃止するものでございます。六島分校は、平成 14 年 3 月の生徒を最後に皆無となっております。また、地区住民も現在 3 世帯 4 名となっており、近い将来、六島地区において学校運営は望めず、関係機関並びに地区住民の了承を得まして、小値賀小学校六島分校、小値賀中学校六島分校を廃止し、本表から削除する改正案でございます。

附則で施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横 山 議 員

**6 番（横山弘藏）** 現在、六島は地域協力隊も入ってですね、どうにか無人島化を食い止めようということで頑張っておりますけども、もしあそこに若い人が定住してですよ、子どもができて学校に行くとなったら、また新たに設置することができるんですかね。

**議長（立石隆教）** 教 育 次 長

**教育次長（前田達也）** お答えいたします。

設置することは可能とは思いますが、現在の学校施設の状況等を考えますと、なかなか現実的には難しいかなというふうには考えております。

**議長（立石隆教）** 横 山 議 員

**6 番（横山弘藏）** 今の学校はですね、もう古くなって朽ちているので無理と思いますけども、もし必要が生じたら新たな分校とか六島分校を作ることは可能

なんですか。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（前田達也）** 六島のほうにですね、移住したいという要望がある場合は、まずは学校の状況というのを「こういう状況です」と十分に説明した上で移住の意向を聞く必要があると思いますが、現在の状況でありますと、先ほど言ったように、校舎等がですね、すぐに使える状態ではありませんので、その旨については今後計画的に、話があった場合はですね、整備計画等を立てていかなければならないというふうに思います。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

**7番（宮崎良保）** この六島分校はですね、まだ新しいっちゅうか、かなりきれいな施設だと思います。特に体育館等々については、きれいなままで非常にもったいないような気がしますけども、今度廃校にした場合の後の利用は何か考えていますか。伺います。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（前田達也）** お答えいたします。

現在ですね、実際、状況を見てみますと、けっこう老朽化が激しくてですね、体育館につきましても、もう屋根のほう、穴開いてますし、床もですね、けっこうボロボロの状態です。なので、実際手を入れるとなると、相当な金額の需用費がかかってくると思いますので、そういう活用につきましては、今後の計画に合わせながら、必要性も含めてですね、考えていかなければいけないというふうに思います。

**議長（立石隆教）** いいですか。

ほかにありませんか。

土川議員

**4番（土川重佳）** この廃校にするに当たりましてですね、交付税の算入とか、どういう影響がありますかね。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 六島自体が交付税で見られているわけではないので、特に関係はございません。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号、小値賀町立小中学校設置条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、小値賀町立小中学校設置条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 5、議案第 9 号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 9 号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

本条例案は、西町教員住宅建設事業の完成に伴い、本表に西町教員住宅を加えるとともに、先ほどの議案第 11 号、小値賀町立小中学校設置条例の一部改正において、六島分校が廃校となったことにより、六島分校の教員住宅を削除する改正でございます。

附則で、施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正

する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、小値賀町立小中学校教員住宅設置条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 6、議案第 10 号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 10 号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由のご説明をいたします。

本条例案は、西町教員住宅建設事業の完成に伴い、別表に西町教員住宅を加えるとともに、先ほどの議案第 11 号、小値賀町立小中学校設置条例の一部改正において、六島分校が廃校となったことにより、六島分校教員住宅を削除する改正でございます。

西町の教員住宅につきましては、種別を A 棟から D 棟までとし、使用料はいずれも同額の 3 万円とするもので、使用料の算定に当たりましては、既存の教員住宅使用料、立地条件等を勘案し、算定をしております。

附則で施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正

する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、小値賀町立小中学校教員住宅管理条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 7、議案第 12 号、旧野首教会の設置及び管理に関する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 12 号、旧野首教会の設置及び管理に関する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

昭和 61 年に長崎大司教区から寄贈していただきました旧野首教会ですが、国の重要文化的景観に選定され、また野崎島の文化的景観の重要な構成要素として位置づけされており、平成元年には、長崎県の指定有形文化財となっております。皆さんご承知のように、教会堂は明治 41 年に建てられ、設計・施工に当たったのは九州のキリスト教会建築士で有名は鉄川与助氏で、氏が初めて手がけたレンガ造りの教会であり、野崎島における潜伏キリシタンの歴史を象徴する資産として大変貴重な文化財であります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定により、旧野首教会を本町を代表する文化財として適切な保存、管理、公開等の必要事項を条例で定めるために、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、本条例案を提案するものでございます。

なお、条項の詳細については、担当よりご説明をいたします。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（前田達也）** それでは、担当のほうより条文の説明をいたします。

まず第 1 条は、「目的」で、本条例案が文化財保護法による重要文化的景観の選定区域における重要な構成資産であり、また長崎県指定有形文化財に指定されております旧野首教会の適正な保存と公開を目的とすることを明記いたしております。

第 2 条は、「名称及び位置」で、記載のとおりでございます。

第 3 条の「公開」は、文化財の活用の一環として旧野首教会の内部を一般公開することができるというふうにいたしております。

第 4 条の「公開の制限」につきましては、文化財保護の観点から、公開が適

切でないとは判断される場合に、公開しないこととしております。これは、一般公開することによって貴重な文化財が損なわれることがないように、保存について細心の注意を払わなければなりませんので、天候や建物の状況、見学者のマナー等も想定いたしまして、一定の制限をかけることといたしております。

第5条は「見学料金」で、誰しものが平等に見学できる文化財として無料といたしております。

第6条は、「遵守事項等」として、管理上必要があるときは、見学者に対してその都度適切な指示をすることができることと明記しております。

第7条は「損害賠償等」として、展示物等を破損、滅失した場合の賠償と見学者の責務を謳っております。

第8条から第10条におきましては、指定管理に関する事項を謳っております。

第11条は委任事項を謳っております。

附則としまして、本条例案は交付の日から施行するといたしております。

以上で補足説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

今田議員

**1番（今田光弘）** 賛成の立場で討論を行います。

多くの町民と観光客が訪れる旧野首教会は、これからも末永く大切にしていかなければならない小値賀町民の共有財産だと思います。今までこのような管理条例がなかったほうがおかしいくらいで、これからしっかり維持管理していく上でも、この条例は必要なものと考えており、この条例案に賛成いたします。

以上です。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）**

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、旧野首教会の設置及び管理に関する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、旧野首教会の設置及び管理に関する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 8、議案第 16 号、財産の取得の変更についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 16 号、財産の取得の変更について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、第 3 セクター「小値賀交通株式会社」が使用します中型バスの購入に関するものでございます。平成 28 年 11 月 1 日に議決をいただき、消費税を含む金額 1,997 万円で、九州日野自動車株式会社佐世保支店と、物品売買契約を締結したものでございますが、運賃箱や音声合成ワンマン機器、ドライブレコーダー等の追加オプション装備が必要のため、財産の取得に関する事項の一部、取得価格を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定、及び小値賀町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号、財産の取得の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、財産の取得の変更については、原案のとおり可決されました。

**日程第 9、議案第 33 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 33 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）について、補正の主な内容についてご説明いたします。

2 月末現在で調整をした補正予算でございまして、29 年度へ繰り越す事業登録、歳入では、特別交付税の見込計上、地方債の変更、歳出では特別会計の事業実績に伴う一般会計繰出金や、各事業の精算に伴う減額補正、差引歳計剰余見込金の特定目的基金への積立計上が主なものでございます。

補正の内容は、1 ページ、第 1 条に示しますとおり、既定の予算総額に 6,900 万円を追加し、補正後の予算総額を 33 億 2,344 万円とするものでございますが、平成 27 年度の最終予算額の 32 億 2,480 万円と比較し、約 9,900 万円の増額となっております。

第 2 条は地方債の変更でございまして、6 ページ「第 2 表・地方債補正」に示しますとおり、過疎債ハード分、同じくソフト分、辺地債の 9 件の事業見込に伴う変更でございまして。

第 3 条は「繰越明許」でございまして、7 ページ、第 3 表に示しますとおり、個人番号カード関連事務、海岸漂着物地域対策推進事業、農産物加工場、街路灯設置工事に係る商工会補助金、町道野崎本線防災事業工事の 5 件を 29 年度に繰越して執行するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。詳細については、担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** それでは、歳入歳出事項別明細書により、9 ページから款を追ってご説明いたします。

歳入では、1 款・町税、1 項・町民税、1 目・個人。所得割の補正が主なもので 277 万 5,000 円増額、2 目・法人を 99 万 9,000 円減額し、6,018 万 2,000 円としております。2 項・固定資産税は、償却資産等で 128 万 4,000 円増額し、7,081 万 1,000 円としております。同じく 3 項・軽自動車税を 113 万 5,000 円増額し 973 万 5,000 円としております。同じく 4 項・たばこ税を 115 万円増額し、1,900 万円としております。

2 款・地方譲与税、1 項 1 目・地方揮発油譲与税を 100 万円増額し 660 万円としております。同じく 2 項 1 目・自動車重量譲与税を 100 万円増額し、1,500 万円としております。同じく 4 項 1 目・航空機燃料譲与税を 4,000 円計上し、5,000 円としております。

3 款 1 項 1 目・利子割交付金を 5 万円減額し、15 万円としております。

4 款 1 項 1 目・配当割交付金を 30 万円減額し、50 万円としております。

5 款 1 項 1 目・株式等譲渡所得割交付金を 40 万円計上し、44 万円としております。

7 款 1 項 1 目・自動車取得税交付金を 50 万円計上し、250 万円としております。

9 款 1 項・地方交付税は、特別交付税の計上で 6,410 万円を増額補正し、補正後の地方交付税の額を 18 億 606 万 8,000 円としております。

12 款・使用料及び手数料、1 項・使用料は、4 目・農林水産業使用料 79 万円を減額し、補正後の額を 3,428 万 7,000 円としております。

13 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金は、1 目・民生費国庫負担金を各節のとおり 722 万 8,000 円減額、2 目・衛生費国庫負担金を 2 万 2,000 円減額し、1 億 945 万 1,000 円としております。同じく 2 項・国庫補助金は、事業実績に伴う精算で、1 目・民生費国庫補助金を 115 万 7,000 円減額、2 目・衛生費国庫補助金を 13 万 6,000 円減額、4 目・土木費国庫補助金は、野崎に係る社会資本整備交付金ほか 2,365 万 4,000 円を減額、6 目・教育費国庫補助金を 2 万 4,000 円減額、7 目・総務費国庫補助金を 155 万 9,000 円減額し、補正後の国庫補助金を 1 億 5,839 万 9,000 円としております。同じく 3 項・委託金、2 目・民生費委託金を 5 万 4,000 円増額し、278 万 5,000 円としております。

14 款・県支出金、1 項・県負担金は、1 目・総務費県負担金で権限移譲交付金を 20 万 3,000 円増額、3 目・民生費県負担金は、国保保険基盤安定負担金が主なものですが、221 万 8,000 円増額、3 目・衛生費県負担金を 2 万 5,000 円減額し、補正後の県負担金を 6,331 万 1,000 円としております。同じく 2 項・県補助金は、事業実績見込等に伴う精算で、各目のとおり 46 万 4,000 円を計上し、補正後の 2 項・県補助金の額を 1 億 8,098 万 4,000 円としております。同じく 3 項・委託金を各目のとおり 56 万円増額し、1,621 万円としております。

15 款・財産収入、1 項・財産運用収入は、財産貸付収入と基金利子で 91 万 8,000 円減額し、1,074 万 9,000 円としております。

16 款 1 項・寄付金を、実績により 569 万 2,000 円増額し、570 万 1,000 円としております。

17 款・繰入金、1 項・基金繰入金、3 目・まちづくり担い手育成基金繰入金を 185 万円減額、基金繰入金を 2,664 万 6,000 円としております。同じく 2 項・

特別会計繰入金は、5目・後期高齢者医療特別会計繰入金で101万1,000円を増額し、550万3,000円としております。

19款・諸収入、4項・雑入を63万8,000円減額し、補正後の雑入の額を4,508万1,000円としております。

20款1項・町債は、農産物加工場建設事業に係る過疎債ほか2,480万円を補正し、補正後の町債の額を4億6,880万7,000円としております。

歳出について、17ページから申し上げます。

1款1項1目・議会費を各節のとおり129万8,000円減額し、5,033万5,000円としております。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費を155万円減額、3目・財政管理費を53万7,000円減額、5目・財産管理費は、各目的基金積立金が主なもので1億5,409万7,000円を増額、6目・企画費は、各種事業の執行残で760万1,000円を減額、11目・ふるさと創生事業費は、実績見込みにより185万円を減額し、補正後の総務管理費を5億1,284万7,000円としております。2項・徴税費を各目のとおり45万6,000円減額し、1,908万円としております。3項・戸籍住民基本台帳費、2目・住民基本台帳ネットワーク費を5万7,000円減額し、2,228万8,000円としております。4項・選挙費は財源組替でございます。5項・統計調査費を17万円減額し、37万9,000円としております。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費は、医療、介護特別会計の決算見込みに伴う繰出金の補正が主なもので611万5,000円の増額補正、3目・老人福祉費を117万2,000円減額、4目・障がい者福祉費を208万4,000円減額、9目・臨時福祉給付金を85万7,000円減額し、補正後の社会福祉費を3億7,567万2,000円としております。2項・児童福祉費を各目のとおり256万6,000円減額し、補正後の額を1億2,212万5,000円としております。同じく3項・生活保護費、1目・生活保護総務費を10万8,000円減額、2目・扶助費は、実績により540万円を減額計上、補正後の額を7,369万4,000円としております。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費は、国保診療所特別会計への繰出金の増額が主なもので2,938万6,000円を増額、2目・予防費は実績により118万円減額、3目・環境衛生費は財源組替、4目・健康増進費も健診等実績により102万円減額し、補正後の1項・保健衛生費を1億7,069万5,000円としております。2項・清掃費を90万6,000円減額し、1億3,521万7,000円としております。

5款・農林水産業費は、各事業の実績見込みによるものでございます。1項・農業費を各目のとおり1,832万3,000円減額し、3億6,536万4,000円としてお

ります。2 項・林業費を 76 万 6,000 円減額し 2,396 万円としております。3 項・水産業費は、各目のとおり、711 万 8,000 円を減額し、補正後の水産業費の総額を 1 億 7,733 万 7,000 円としております。

6 款 1 項・商工費、2 目・商工業振興費は財源組替、3 目・観光費は、委託事業の減額で 270 万円を減額、補正後の額を 1 億 6,974 万 4,000 円としております。

7 款・土木費、1 項・土木管理費、1 目・土木総務費は、空き家改修事業等の案件が出てこなかったことによる減額等で 443 万円を減額し、1 億 3,862 万 9,000 円としております。同じく 2 項・道路橋梁費、2 目・道路維持費を 53 万 2,000 円減額、3 目・道路新設改良費は、補助事業で予定していた町道野崎本線工事ですが、社会資本整備交付金の一部しか内示が出ず、3,000 万円を減額、2 項・道路橋梁費の補正後の額を 3,815 万円としております。なお、野崎本線工事は、全額繰越事業として 29 年度に予定している工事と一体的に進める計画としています。

8 款 1 項・消防費、1 目・非常備消防費は、広域消防事務委託負担金が主なもので 755 万円を減額、2 目・消防施設費は財源組替で、補正後の消防費を 6,570 万 4,000 円としております。

9 款・教育費、1 項・教育総務費、2 目・事務局費を 55 万 4,000 円減額し、1 億 3,544 万 3,000 円としております。2 項・小値賀小学校費は、ICT システム構築を平成 29 年度に伸ばしたことにより 467 万 9,000 円を減額、補正後の額を 1,460 万 6,000 円としております。4 項・小値賀中学校費も、同様に 430 万円を減額し、補正後の額を 1,879 万 1,000 円としています。7 項・社会教育費を事業精算により各目のとおり 506 万 6,000 円減額し、補正後の社会教育費を 1 億 4,704 万 1,000 円としております。8 項・保健体育費も、各目のとおり精算により 167 万 9,000 円を減額し、1 億 7,493 万 5,000 円としております。

11 款 1 項・公債費は、各目のとおり 120 万 9,000 円を減額し、補正後の額を 3 億 4,009 万 2,000 円としております。

12 款・諸支出金、2 項・特別会計繰出金を 288 万円減額し、1,352 万 1,000 円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・町税

町税、ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教)

第2款・地方譲与税

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) ないようでしたら次へ移ります。

第3款・利子割交付金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第4款・配当割交付金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第5款・株式等譲渡所得割交付金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第7款・自動車取得税交付金

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次へ移ります。

第9款・地方交付税

浦 議員

5番(浦 英明) 今回、特別交付税ということで6,410万円が計上されておりますけども、いつも私聞いてるんですけども、この特別交付税については内容が分からないと、そういう答弁をいただいておりますけども、今回も質問したいと思っておりますけども、そのとおりですか。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) そのとおりでございます。

議長(立石隆教) 浦 議員

5番(浦 英明) 前から私も言ってるんですけども、例えば長崎新聞等では、「こういったことで特別交付税が多くなった」とか、そういった分析をされておりまして、それを言わせるわけなんですけども、これが最後になってみなければ分からないということであれば、それは致し方ないと思うんですけども、質疑を変えますけども、この特別交付税を算入したことによりまして、18億606万8,000円というふうになっておりますけども、これが最終ですか。お尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 予算書としてはこれが最後でございますが、当然、小値賀町の場合は交付税というのが一番大きなもので、これを例えば過大に見積

もっておればもう一遍、専決処分等、必要になるケースがございます。場合によっては基金を取り崩さなければいけないという状況になりますので、当然、過去の実績を見て、確実に入るであろうというふうなことで、若干の余裕を、入るであろうというところで予算を組んでおりますので、決算額はこの金額になるわけではございません。

**議長（立石隆教）** 浦 議 員

**5番（浦 英明）** 課長が言われましたように、やっぱり4月以降を見てみないと分からないと思うんで、やっぱり専決処分になる可能性が今まで何回かあったわけなんですね。私も決算書を見て「何でこの見込み額と決算書が違うのかな」と、何回もあったんですね。そう思ったんですよ。そうしますとやっぱり、臨時議会が5月6月ぐらいにあった場合は、その中で出てきましたんで、合うんですよ。しかし臨時議会がない場合は、今言ったように専決でやるもんですから、我々には数字が知れないところで決算に反映されてきてるんですね。そういうことがあるんで聞いたんですけども、今度からは通年議会がありますからそういうことはないだろうと思うんです。そういうことではないです、質疑じゃありません。どうも失礼しました。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 予算上、一番、過去においてですね、専決がどうしても必要になったというのは、起債等で、起債は昔は合わせなければいけないという形だったんですけども、今は実際は起債の許可をもらっている以内であれば、必ずしも予算書は合わせないということになるんですけども、この交付税の額がですね、非常に、3月の最終の補正予算以降、かなりギャップがあれば、余計入ってくれば、どうしても翌年度へ繰り越す繰越金が1億とか1億何千万とかなって、それは、非常に繰り越しが多いっちゃうのは財政的に豊かに見られてちょっと交付税でマイナスの評価をされることがあるもんですから、そういうことを考えれば出来るだけ正確な交付税の予算額を見込まなければいけないと、先ほど言いましたように、交付税が一番大きな金額ですので、過剰に見込むわけにもいかないというところで、専決をしないでいい程度に詰めていかないといけないというところが、最終補正予算のちょっと難しいところでございます。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

地方交付税、ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第12款・使用料及び手数料

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)**

第13款・国庫支出金

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第14款・県支出金

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第15款・財産収入

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第16款・寄附金

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第17款・繰入金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第19款・諸収入

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第20款・町債

町債、ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 歳出に移ります。

第1款・議会費

議会費、ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第2款・総務費

横山議員

**6番(横山弘藏)** 総務費の総務管理費、6目・企画費ですね。その19節、各小値賀会との交流活性化事業旅費補助金139万3,000円、減額補正になって

おりますけども、これはもう少し町民に周知を徹底してですね、せっかく小値賀会との交流を促進する補助金なのに、活発に使われていないっちゃうのは、やっぱり町民がよく知らない部分もあるのではないかと思います。それで例えば青年の各種団体に問いかけたり、消防団の若い人に声かけたり、色々な団体の人たちに声をかけて、もう少し積極的に利用できる状況にならないものかどうか、伺いたいと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今、議員がおっしゃったように、平成28年度に初めて計画した事業で、なかなかその辺が十分ではなかったというふうに感じておりますので、今後その辺について検討を重ねていきたいと思います。

議長（立石隆教） よろしいですか。

はい。ほかにありませんか。

浦 議員

5番（浦 英明） その上のほうの財産管理費で積立金がありますけども、この積立金の残高を現在いくらになるのか、教えていただけませんか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 平成28年度末の見込みですけども、特別会計も含めたところで27億4,860万程度でございます。正確な数字がよろしいですか。

（マイクなし 浦 議員「いいです」）

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 今回は減債基金を6,000万ほど積み立てしておるんですけども、これについては何か理由があるんですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 起債の額がですね、当然、過疎債がソフトに適用されるようになってからもう3年4年ぐらいになるんですけども、その間借り入れてる分は今後償還が出てきますので、そういった当該年度に起債によって余剰となった財源については、将来の償還に充てるのが適当だろうということもありまして、減債基金の方に少し余計めに組んでおります。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第3款・民生費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第4款・衛生費

衛生費、ありませんか。



(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

第5款・農林水産業費

ありませんか。

浦議員

**5番(浦英明)** 29年度の当初予算で尋ねたかも分かりません。重複しますが、3目の19節の宇久小値賀地域鳥獣被害防止対策協議会補助金、これが減額になっておりますので、そして実績といたしますか、見込み額が前よりもだいぶ減っておりますので、お尋ねをします。

**議長(立石隆教)** 産業振興課長

**産業振興課長(中村慶幸)** お答えいたします。

これはですね、ワイヤーメッシュ柵の設置にかかる事業費の減額なんですけれども、この事業が3カ年で計画を立てないといけないんですけど、一応、概算で単年度15kmの3カ年ということで計画を提出しておりました。28年度が最終年度になってるんですけど、その中で一定、27年度までで47.6km、延べで設置してるんですけども、地区への聞き取りをした結果、計画といたしますか、28年度の見直しての計画が7.2kmと、ほぼ事業規模が半減した結果による減額でございます。

**議長(立石隆教)** よろしいですか。

ほかにありませんか。

横山議員

**6番(横山弘藏)** 3項の8節・報償費、350万ほど減額になっておりますが、先ほどの総務費のところでも就業準備金が200万ほど減額になっております。そして今回はまた漁業研修生2名分の256万が減額になっております。後継者対策、雇用対策をですね、非常に国も県も声高々に宣言してるわけですけども、こういう補正を見ると、小値賀の雇用とかですね、それから若者の定住がですね、非常にスローダウンしているような気がしてなりません。この辺の予算を使い切るような努力というか、今後の見通しはどうですかね。例えばこの漁業研修生に限っては、今後見通しはどのようなものか、説明をお願いします。

**議長(立石隆教)** 産業振興課長

**産業振興課長(中村慶幸)** お答えいたします。

この予算に関しましては、漁業研修、農業と同じように28年度から、最初の1年を協力隊の制度を使ってということで、2名分の予算を確保していたわけなんですけれども、先日の予算委員会でもお話いたしましたけれども、結果として1名が8月からということになっておりますので、丸々1名分と、協力隊の、今研修を受けている1名分が8月からということで、その見合いで減額をさせていただいております。今後の見通しということですけども、大変難しいご質問なんですけれども、積極的にそういった人材を求めていく必要があると思いま

すので、29年度におきましては、今まで町のホームページでありますとか、回覧でありますとか、そういった形で募集をしたんですけども、漁業就業者のフェアとかも農業と同じように全国であっておりますので、そういったところに29年度は出かけて行ってですね、1名でも多く確保を図っていきたいと思っております。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかにありませんか。農林水産業費ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第6款・商工費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第7款・土木費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第8款・消防費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第9款・教育費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第11款・公債費

浦 議 員

**5番（浦 英明）** 3億1,014万3,000円というふうになっておりますけども、これが27年度はですね、30万729円だったのでですね、941万4,000円増というふうになっております。それで、この公債費についてはですね、あ、それと地方債の残高なんですけども、現在の28年度見込みではですね、34億8,371万8,000円の見込みになるというふうに思っておるんですけども、確認のためお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 起債残高につきましては、29ページの最後のページで28年度末の見込みが34億8,371万8,000円、一般会計の分ですね、ございませぬけども、この公債費につきましては、当該年度の元利償還金の金額でござ

います。3億4,009万2,000円が最終的に28年度に償還する元金と利子でございます。

**議長（立石隆教）** 浦 議 員

**5番（浦 英明）** 公債費じゃなくて地方債の残高を聞いたのは、もちろん地方債の残高を公債費で出していくんですけども、その地方債の残高がですね、21年度は29億くらいだったものですからですね、それからずっと増え続けて、今言った28年度見込みが34億8,000万、約35億近くになろうかというふうなことなんですけども、それで、この場でちょっと分からないかしれませんが、もし分かれば、ざっくりでいいですから、実質公債費率、分かればお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総 務 課 長

**総務課長（中川一也）** 実質公債費比率につきましては、ちょっと手元にございませんで正確な数字は分かりませんが、過去3カ年の平均で実質公債費比率を出しますと、多分今が、27、28年度決算ぐらいが一番底かと思えます。で、先ほど言いましたように、起債残高が増えているのはですね、建設事業でいくつかの更新をしておりますし、箱物も、ちょうど学校建設とかその辺も影響出ておりますので、そういったもので起債は当然膨らんでいるものがございますので、代わりにそれだけ町のストック、財産ストックという格好になっているかと思えます。

**議長（立石隆教）** 浦 議 員

**5番（浦 英明）** できればですよ、5カ年ぐらいの中期計画ですかね、財政計画ですかね、こういったのをを出していただければ、後3年後はこのくらい増える、5年後はこのくらいになるとかいう目途が付きますし、町民から聞かれた時も「今の残高がこれくらいで、公債費がこれくらいですよ」と、「どのくらい払っておりますよ」というようなことを説明がつかないものからですね、そういったものを提出できますか。

**議長（立石隆教）** 総 務 課 長

**総務課長（中川一也）** 財政計画につきましては、過疎振興計画といったものの事業を加味して、ざっくりとしたものはできるわけですけども、実際に今、公共施設の適正化計画等も作っておりますので、そういった中ではざっくりした財政計画というのはできるんですが、当然、その中で健全化を保つためには、当然、維持管理にかかる経費の部分、更新にかかる部分をどういうふうにやっていくかっていうことで、各課それぞれ、うちを先にしてほしいとかいろいろある中で、優先順位を付けて一定の金額、例えば年間に3億とか、そういった金額で維持管理をしていく、3億から4億ですね、その中で維持管理をしていくというような格好のものになろうかと思えます。その辺につきまし

ては、当然、行政のほうでもそういった計画を作ってやっていくというふうにしておりますので、後ほどそういったものについて提出できるものがあれば、提出したいと思います。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第12款・諸支出金

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

浦 議員

**5番（浦 英明）** 24ページですね、3項の水産業費の2目・振興費の中の地域おこし協力隊、8節の報償費ですね、先ほど農業関係では課長が答弁しましたけども、水産関係についても減額になっておりますので、これをお尋ねします。

（マイクなし「言った」）

**議長（立石隆教）** 議事録で途中で切れるのもう1度言ってください。

産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

この水産の報償費の減額でございますけれども、地域おこし協力隊として漁業研修制度ですね、農業と同じく3年間にいたしましたけれども、その最初の1年について地域おこし協力隊で2名予算を確保しておりましたけれども、結果といたしまして1名、しかもその1名が8月からということで、1人分と4カ月分の相当額を減額させていただいております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

次に第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

6ページです。

質疑ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

次に第3表『繰越明許費』についてご質疑願います。 横山 議員

**6番（横山弘藏）** 6款の商工費、街並み景観保全事業費補助金ですね。これが繰り越しになっておりますけれども、これは28年度から言われている街灯の工事費と思うんですけども、これの今後の工事の日程というか、どのような計画

になっているか、説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

事業内容につきましては、横山議員の見込みのとおりでございます。今後の日程なんですけれども、工事の着手が6月ぐらいになるであろうと、それから上半期内に完成を見込んでいますと、工事期間が3カ月ぐらい見込まれますというふうに商工会のほうからお話を聞いております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 聞くとところによると、工事の施工内容ですかね、だいぶ見直しがあつたと聞いているんですけれども、建設課のほうで道路の、何かいろんな規制があつて、高さがどうのこうのとかね、それから基礎工事がどうのこうのとか。その辺は最初から分からなかったのかどうかですね。そういうのが遅れている原因とか聞いているものですから、気になって今質問しています。その辺、建設課長、どうですかね。

**議長（立石隆教）** 建設課長

**建設課長（蛭子晴市）** お答えいたします。

その件につきましては、年度末、1月か2月だったと思うんですけれども、こういう形で工事をしたいということで、商工会のほうから話がありました。その工事内容、基礎をどうするかとか、そういうものを見させていただきました。そしたら現場と合わないような基礎工事等になっておりましたので、そこら辺の見直しをしないと実際に工事はできないよ、ということで話はしております。そこら辺の見直しでですね、もう期間もなかったものですから、実質28年度で施工できなかったものと考えております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** ちょっと面白いと思うのは、産業振興課のほうで計画を立てて建設課に見せたら、「ちょっとまずい」ということで工期が延んだように聞こえるんですけれども、そこら辺の横の連絡つちゅうのはスムーズにはいかないもんですかね。産業振興課長、ちょっとお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

この事業がですね、町づくりファンドですね、民都機構の。ファンドを財源としてるんですけれども、そういった中で、うちの担当と、それから町づくりファンドの担当の企画振興班と、それから商工会、商業組合というところで計画を立てていってるんですけれども、先ほど横山議員、ご指摘ありましたけれども、当初は今申し上げたメンバーで事業を進めていっておりました。ところが、実設計はできてはいるんですけれども、実際に詳細に、事業を実施しよう

という時にですね、詰めの段階で相談したと、建設課にですね。それが遅かったと思います。言われるように、もっと早くから、技術的なことですので、相談を建設課のほうにですね、すればもう少しスピードアップ、もう少し円滑に事業が進められたのではないかなと反省をしております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 分かりました。それで、なるべくですね、古くなっていますので、台風シーズンがですよ、できれば台風シーズンが来る前に、しっかりした街灯になるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。どうですかね、建設課長。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市）

相談をいただければ、こちらのほうもできる限り協力したいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末永議員

3番（末永一朗） 衛生費の中の海岸漂着物地域対策、これは野崎だけと思っと思ってよかですかね。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

これは町内全域です。

議長（立石隆教） 末永議員

3番（末永一朗） 町内全体っちゅうと、離島も含めてですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 本島、離島、全て含めた中での海岸漂着物です。ですので、今のところどこをするというふうには場所は決めておりません。

議長（立石隆教） 末永議員

3番（末永一朗） いや、離島と言うたら、赤島辺りの漂着物といたら、これは何十年かかったって取りきらんち思うとですたいね。そこら辺も入っとですかね。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） まあ、たくさんあるからしないという訳にはいかないので、そこら辺も含めて検討させてもらいたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今田議員

1番（今田光弘） 当然、繰越明許というのは、なるべくないほうがいいんですが、農産物の加工場の建設事業というのが明繰になっていますが、この繰り越す理由についてお教えください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

この繰り越しのほとんどが11月1日の臨時議会において財産の取得を議案第69号で上げさせていただきましたが、落花生加工設備、主要な5品目、洗浄機、脱水機、乾燥機、粒径選別機、炒り機の5品目になるんですけれども、これが受注生産ということで、今、市原製作所が受けてるんですが、年度内に製造が終わらないというところで、繰り越しとなっているんですが、この件に関しましては、こちらのほうも当初見込みが甘くて、1品目ごとに3-4ヶ月ぐらいかかるということだったんですけれども、私たちが、同時進行的にですね、製造が進むのだろうというふうに解釈をしております、そういったことで、なかなか一遍にはできないということで、繰り越しという自体に至っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） ということは、加工場の稼働はだいぶ先になるということでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

加工場本体建築につきましては、今月中に完成を、23日が完成検査の予定です。そういうことで、4月1日からの運用を予定しているんですけれども、今申し上げました洗浄機、脱水機、乾燥機、この3品目に関しましては、使用時期が秋から冬になるということで、粒径選別機と炒り機に関しましては通年稼働可能ということで、これに関しては使用について少し支障が出てくるんですけれども、先ほど言いましたように洗浄機、脱水機、乾燥機といったものに関しては29年の秋から冬にかけてが使用時期になるということで、当面、現状の設備等で集約を図って運用が可能というふうに考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 運用が可能であれば買う必要はないですよ。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

洗浄機、脱水機、乾燥機というのは機械自体、今、持ち合わせておりません、手作業で洗って、脱水機はありませんので、天日干し等で乾燥をしております。そういう意味において、機械化を図ることで、生産体制の効率化を上げるという目的で導入をいたしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。  
ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
これから、議案第 33 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算(第 4 号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 33 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第 33 号、平成 28 年度小値賀町一般会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 29 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 34 分 —

**議長(立石隆教)** 再開します。

**日程第 10、議案第 34 号、平成 28 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 34 号、平成 28 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について、説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入では、医療費等の見込計上に伴う国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、及び県支出金の補正、高額療養費に係る共同事業拠出金の額の確定による補正、及びそれらに伴う繰入金の補正が主なものでございます。



歳出では、同じく医療費等の見込計上に伴う保険給付費の補正、平成 27 年度療養給付費負担金の実績による返還金、および直診診療所に対する繰出金が主なものでございます。

以上によりまして、1 ページ第 1 条に示しますとおり、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,413 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 6,407 万円とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教） 住 民 課 長**

**住民課長（西村久之）** それでは、歳入から順次説明をいたします。

説明書 7 ページをお開き下さい。

1 款 1 項・国民健康保険税、1 目・一般被保険者国民健康保険税を各節のとおり 134 万円減額、2 目、退職被保険者等国民健康保険税を各節のとおり 143 万 9,000 円減額し、総額を 9,001 万 7,000 円としております。

3 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、2 目・療養給付費等負担金は、医療費の見込計上に伴う補正額でございまして 290 万 2,000 円の減額、3 目・高額医療費共同事業負担金を 3 万 2,000 円減額し、国庫負担金の総額を 8,020 万 8,000 円としております。同じく 2 項・国庫補助金、1 目・財政調整交付金は各節のとおり 2,027 万 3,000 円減額、2 目・特別対策費補助金を 37 万 5,000 円増額し、総額を 7,076 万 6,000 円としております。

4 款 1 項 1 目・療養給付費交付金を 1,727 万 7,000 円減額し、総額を 139 万 6,000 円としております。

5 款 1 項 1 目・前期高齢者交付金を、507 万 6,000 円減額し、総額を 1 億 956 万 7,000 円としております。

6 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・高額医療費共同事業負担金を 3 万 2,000 円減額し、1 項・県負担金の総額を 521 万 4,000 円としております。同じく 2 項・県補助金、1 目・財政調整交付金を各節のとおり 1,900 万 3,000 円増額し、2 項・国庫補助金の総額を 4,652 万 7,000 円としております。

7 款 1 項 1 目・共同事業交付金を 799 万 2,000 円減額、同じく 2 目・保険財政共同安定化事業交付金を 3,184 万 4,000 円減額し、総額を 9,387 万 5,000 円としております。

8 款・財産収入、1 項・財産運用収入、1 目・利子及び配当金を 2 万 6,000 円減額し、総額を 9 万 2,000 円としております。

9 款・繰入金、1 項 1 目・一般会計繰入金を各節のとおり 876 万円増額し、1 項・一般会計繰入金の総額を 2,841 万 2,000 円としております。同じく 2 項・

基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金を3,660万9,000円増額し、2項・基金繰入金の総額を3,661万円としております。

10款1項1目・一般被保険者繰越金を1,064万円減額し、総額を136万1,000円としております。

11款・諸収入、1項1目・町預金利子を4,000円減額し、総額を1,000円としております。

歳出では、1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、財源組替でございます。

2款・保険給付費、1項・療養諸費、1目・一般被保険者療養給付費を800万円減額、2目・退職被保険者等療養給付費を950万円減額、1項・療養諸費の総額を2億4,945万円としております。同じく2項・高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費を300万円減額、2目・退職被保険者等高額療養費を190万円減額し、2項・高額療養費の総額を3,511万円としております。同じく3項・移送費、1目・一般被保険者移送費を24万円増額し、3項・移送費の総額を56万円としております。同じく4項・出産育児諸費、1目・出産育児一時金を42万円減額し、総額を42万1,000円としております。

5款1項1目・後期高齢者支援金、同じく6款1項1目・介護給付金は、財源組替でございます。

7款・共同事業拠出金、1項・共同事業拠出金、1目・高額医療費拠出金は財源組替。2目・保険財政共同安定化事業拠出金を526万6,000円減額し、総額を1億2,844万5,000円としております。

8款・保健事業費、1項・保健事業費、1目・保健衛生普及費、同じく、2項・健康管理センター事業費、1目・施設管理費、2目・保健指導事業費は、財源組換でございます。

9款1項1目・特定健康診査・特定保健指導費を160万円減額し、総額を652万7,000円としております。

10款・基金積立金、1項・基金積立金、1目・財政調整基金積立金を2万5,000円減額し、総額を9万3,000円としております。

12款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、1目・一般被保険者償還金は、前年度実績により返還が生じたので、344万2,000円を増額、3目・一般被保険者保険税還付金を10万円増額、5目・特定健康診査・保健指導補助金償還金を60万6,000円増額し、償還金及び還付加算金の総額を427万円としております。

同じく3項・繰出金、1目・直営診療所施設勘定繰出金を880万7,000円減額し、3項・繰出金の総額を4,619万3,000円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・国民健康保険税

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 3 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 4 款・療養給付費交付金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 5 款・前期高齢者交付金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 6 款・県支出金

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 7 款・共同事業交付金

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 8 款・財産収入

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 9 款・繰入金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 10 款・繰越金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第11款・諸収入

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総務費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教）

第2款・保険給付費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第5款・後期高齢者支援金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第6款・介護納付金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第7款・共同事業拠出金

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第8款・保健事業費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第9款・特定健康診査・特定保健指導費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第10款・基金積立金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第12款・諸支出金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

横山議員

**6番(横山弘藏)** 12款・諸支出金ですね、3項・繰出金。直営診療所施設勘定繰出金、これの内容、減額の理由をお願いします。

**議長(立石隆教)** 診療所事務長

**診療所事務長(近藤進)** この件につきましては、先の当初予算のあれで算定の基礎とかは説明したかと思えますけども、その中の、算定資料の中の年間入院日数というのがあったかと思えますけども、その年間入院日数がですね、当初、1,850日を見込んでおりましたけども、ヒアリングの結果それが1,378日、△の472日となったことが減額の要因となっております。

**議長(立石隆教)** 横山議員

**6番(横山弘藏)** 見込みからするとですね、500人ぐらい減ってるんですよ。その見込みを立てる時の基準というか、こういうふうには大幅ダウンと思うんですけど、その辺どうですかね。

**議長(立石隆教)** 診療所事務長

**診療所事務長(近藤進)** お答えをいたします。

入院につきましては、ある程度ちょっと予想はしづらいものですから、実績等によって1日何人ぐらい入院するかということをおお体念頭に置きまして、当初、大体1日5人で365日ということで見込んでおったんですけども、実際は1,378日になったということがございます。

**議長(立石隆教)** よろしいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、平成28年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、平成 28 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 11、議案第 35 号、平成 28 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 35 号、平成 28 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由をご説明いたします。

このたびの補正は、歳出では、特別養護老人ホームの増床に伴い、居宅介護、施設介護、居宅支援の 3 つのサービス給付費の減、それから地域密着型介護サービスの通所型サービスが実施されなかったための給付費の減が生じたことから、歳入におきましても、国・県支払基金がそれぞれの負担率により負担すべき補助金等が減額になったこと、及び介護保険料の収納実績による増額によるものが主なものでございます。

予算書 1 ページ第 1 条に示しますとおり、既存の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,018 万 5,000 円を減額し、補正後の予算総額を 4 億 3,115 万円とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

詳細については担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（植村敏彦）** それでは、歳入から順次、説明いたします。

5 ページをご覧ください。

1 款・保険料、1 項・介護保険料、1 目・第 1 号被保険者保険料は、収納実績による 300 万円の増額補正で、1 項・介護保険料の補正後の額を 5,900 万円としております。

4 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・介護保険給付費負担金 607 万 3,000 円の減額補正は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス費の減額が主なもので、1 項・国庫負担金の補正後の額を 6,985 万 7,000 円としております。2 項・国庫補助金、1 目・調整交付金 921 万 8,000 円の減額補正は、国庫負担金と同様の理由によるもので、2 項・国庫補助金の補正後の額を 4,970 万 3,000 円としております。

5 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費負担金 648 万 3,000 円の減額補正は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の減額が主なもので、1 項・県負担金の補正後の額を 6,022

万 8,000 円としております。

6 款 1 項・支払基金交付金、1 目・介護給付費交付金 2,719 万 9,000 円の減額補正については、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の減額が主なものです。2 目・地域支援事業支援交付金は、地域包括支援センターが実施する介護予防事業、包括的支援事業に対し支払基金より交付されるもので、12 万 1,000 円を減額し、1 項・支払基金交付金の補正後の額を 1 億 956 万 3,000 円としております。

7 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金 403 万 6,000 円を減額。5 目・低所得者保険料軽減繰入金 5 万 5,000 円を減額し、1 項・一般会計繰入金の補正後の額を 5,895 万 4,000 円としております。

6 ページをご覧ください。

歳出では、2 款・保険給付費、1 項 1 目・介護サービス等諸費 4,977 万 6,000 円の減額補正については、居宅介護サービス給付費 837 万 6,000 円、施設介護サービス給付費 3,300 万円、地域密着型介護サービス給付費 840 万円の減額によるもので、1 項・介護サービス等諸費の補正後の額を 3 億 3,022 万 4,000 円としております。2 項 1 目・介護予防サービス等諸費 279 万 3,000 円の減額補正については、居宅支援サービス給付費 120 万円、居宅支援住宅改修給付費 140 万円の減額が主なもので、2 項・介護予防サービス等諸費の補正後の額を 2,011 万 7,000 円としております。3 項・その他諸費、1 目・審査支払手数料を 6 万 4,000 円減額し、3 項・その他諸費の補正後の額を 33 万 6,000 円としております。4 項・高額介護サービス等費、1 目・高額介護サービス費 64 万 2,000 円を減額し、4 項・高額介護サービス等費の補正後の額を 1,070 万 8,000 円としております。5 項・特定入所者介護サービス等費、1 目・特定入所者介護サービス費 1,080 万円増額は、低所得者の入所者が増えたことによるもので、3 目・特定入所者介護予防サービス費 13 万円減額し、5 項・特定入所者介護サービス等費の補正後の額を 3,491 万円としております。

5 款・地域支援事業費、1 項 1 目・介護予防事業費は、支払基金交付金の 12 万 1,000 円減により、財源を組み替えております。

6 款 1 項 1 目・基金積立金 758 万円の減額は、支払基金交付金が平成 28 年度満額交付されないことにより、財源が不足することに対応するためのもので、1 項・基金積立金の補正後の額を 690 万 9,000 円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・保険料

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第4款・国庫支出金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第5款・県支出金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第6款・支払基金交付金

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第7款・繰入金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第2款・保険給付費

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第5款・地域支援事業費

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第6款・基金積立金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから、議案第 35 号、平成 28 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、平成 28 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 58 分 —  
— 再 開 午 後 1 時 28 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

**日程第 12、議案第 36 号、平成 28 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 36 号、平成 28 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入では、後期高齢者医療保険料の額の確定に伴う補正と、それに伴う繰入金及び繰越金の額の確定による補正が主なものでございます。歳出では、各種予防接種、肺炎球菌ワクチン、エコー検査、及び各種がん検診委託料の補正、広域連合負担金の額の確定に伴う補正、平成 27 年度清算に伴う一般会計繰出金の補正が主なものでございます。

以上により、1 ページ第 1 条に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 283 万 7,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,588 万 7,000 円とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

内容の詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 住 民 課 長

**住民課長（西村久之）** それでは、歳入から順次説明をいたします。

説明書 7 ページをお開きください。

1 款・後期高齢者医療保険料、1 項・後期高齢者医療保険料、1 目・特別徴収保険料を 53 万 8,000 円増額、2 目・普通徴収保険料を 23 万円増額し、1 項・後

期高齢者医療保険料の総額を 1,969 万 2,000 円としております。

4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・事業費繰入金を 118 万 9,000 円増額、2 目・保険基盤安定繰入金を 34 万 9,000 円減額し、総額を 2,240 万 3,000 円としております。

5 款・1 項、1 目・繰越金を 103 万 2,000 円増額し、総額を 103 万 3,000 円としております。

6 款・諸収入、4 項 1 目・受託事業収入を 19 万 7,000 円増額し、総額を 270 万円としております。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費を 3,000 円減額し、総額を 35 万 2,000 円としております。同じく 3 項 1 目・健康診査費を 23 万 4,000 円増額し、総額を 168 万 2,000 円としております。同じく 4 項 1 目・保健事業費を 115 万 3,000 円増額し、総額を 253 万 1,000 円としております。

2 款・分担金及び負担金、1 項 1 目・広域連合負担金を 44 万 1,000 円増額し、1 項・広域連合負担金の総額を 4,010 万 3,000 円としております。

3 款・諸支出金、2 項・繰出金、1 目・一般会計繰出金を 101 万 2,000 円増額し、2 項・繰出金の総額を 101 万 3,000 円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・後期高齢者医療保険料  
ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** ないようでしたら次に移ります。

第 4 款・繰入金  
ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 5 款・繰越金  
ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 6 款・諸収入  
（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第1款・総務費

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第2款・分担金及び負担金

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第3款・諸支出金

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、平成28年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成28年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第37号、平成28年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長(西浩三) 議案第37号、平成28年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明をいたします。

今回の補正は、渡船燃料である重油の価格が想定よりも抑えられたことによる経費の減と、修繕を予定しておりました離島待合所の雨漏り修繕工事の見合わせ等による歳出の減、それに伴う一般会計繰入金等の減額補正が主なもので

ございます。

以上により、1 ページ第 1 条に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 428 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を 5,460 万 3,000 円とするものでございます。

4 ページから歳入からご説明いたします。

赤字欠損航路に対する国・県補助金の交付見込みに伴う減額で、2 款・国庫支出金 80 万円を減額し、補正後の国庫補助金を 2,080 万 2,000 円としております。

3 款・県支出金については、60 万円を減額し、補正後の県補助金を 740 万円としております。

4 款・一般会計繰入金についても減額計上で、288 万円を減額し、補正後の金額を 1,352 万 1,000 円としております。

続いて 5 ページ、歳出ですが、1 款・渡船事業費、1 項・渡船管理費で、はまゆう・さいかいにかかる運航経費の実質見込みによる減額と、離島待合所の防水工事の見送りにより、410 万円を減額し、補正後の渡船管理費の額を 5,285 万 1,000 円としております。

2 款 1 項・公債費は、はまゆうにかかる償還利子を 18 万円減額し、7 万 2,000 円としております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 2 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて第 3 款・県支出金

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて第 4 款・繰入金

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第 1 款・渡船事業費

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第2款・公債費

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、平成28年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成28年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第14、議案第38号、平成28年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第38号、平成28年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入では診療収入、諸収入、及び町債の減額に伴う一般会計からの繰入金の増額が、歳出では、実績に基づき、賃金、医薬材料費、給食材料費の減額計上が主なものでございます。

1ページ第1条第1表・歳入歳出予算補正に示しますとおり、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,392万4,000円を減額し、補正後の総額を4億110万円とするものでございます。

第2条は、4ページ第2表・地方債補正のとおり、辺地債の医療機械器具購入事業にかかる入札により事業費が確定したため、減額の変更を行うものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。詳細については担当より説

明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 診療所事務長

**診療所事務長（近藤進）** それでは、説明書歳入歳出事項別明細書 6 ページの歳入から順次ご説明いたします。

1 款・診療収入、1 項・入院収入を各目のとおり 1,665 万 4,000 円減額し、補正後の総額を 1,206 万 1,000 円に。同じく 2 項・外来収入を各目のとおり 1,790 万円減額し、補正後の総額を 2 億 4,291 万円としております。入院、外来各目それぞれ 12 月までの診療報酬収入と、1 月までの窓口収入の実績及び見込みにより減額するものでございます。

4 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目・事業勘定繰入金は、特別調整交付金の額確定に伴い 880 万 7,000 円を減額。同じく 2 目・一般会計繰入金を 2,972 万 3,000 円増額し、補正後の総額を 1 億 484 万 2,000 円としております。

6 款・諸収入、2 項・受託事業収入は、特定検診の実績により 8 万 6,000 円減額し、補正後の総額を 796 万 5,000 円としております。

7 款 1 項・町債では、4 ページ、地方債補正に記載のとおり、医療機械器具購入事業で 20 万円を減額し、補正後の総額を 670 万円としております。

次に 7 ページ、歳出でございしますが、1 款・総務費、1 項・総務管理費は、臨時雇賃金 93 万 1,000 円、修繕費 60 万円の減額が主なもので、178 万 6,000 円減額し、補正後の総額を 2 億 923 万 3,000 円としております。1 款 2 項・研究研修費は 23 万円を減額し、補正後の総額を 39 万 1,000 円としております。

2 款 1 項・医業費、1 目・医業用機械器具費は、入札による事業の確定及び実績に伴い、各節のとおり 98 万 1,000 円減額。同じく 2 目・医薬品衛生材料費は、薬品代の減額が主なもので 980 万円減額。同じく 3 目・寝具費を 10 万円減額し、1 項・医業費の総額を 1 億 7,578 万 1,000 円としております。2 款・医業費、2 項・給食費は、給食材料費 102 万円を減額し、補正後の総額を 302 万 4,000 円としております。

3 款 1 項・公債費は、利子 7,000 円を減額し、補正後の総額を 1,180 万 9,000 円としております。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・診療収入

診療収入ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第4款・繰入金

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて第6款・諸収入

ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に第7款・町債

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費ありませんか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第2款・医業費

ありませんか。

横山議員

6番(横山弘藏) 2目の医薬品衛生材料費が920万減額になっておりますが、主な理由を説明してください。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(近藤進) お答えをいたします。

先ほど述べましたけども、1月までの実績に基づきまして積算をしましたところ、3月までの見込みが、これぐらいあれば、約1億4,200万ほどであれば足りるということで、今回、減額補正をさせていただいております。

議長(立石隆教) 横山議員

6番(横山弘藏) 要するに、患者数がやっぱり減ってるっちゃうことですね。そう理解していいのですか。

議長(立石隆教) 診療所事務長

診療所事務長(近藤進) お答えをいたします。

患者が、27年度の同時期とちょっと比較をしてみたんですけども、診療収入は、入院の場合はですね、診療収入が若干、27年度よりいい状況でございまして、今のところ4月から12月までで169万5,000円ほどの増額になっております。一方、外来のほうについては、200万ほどの減額、12月までの同時期と、27年度と比較してですね、でございますので、まあ前年並みということでございまして、毎月の単価が少し、薬品の単価といたしますかね、注文の単価自体が少し下がってきたということも1つの要因でございます。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかにありませんか。医業費。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第3款・公債費

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

次に第2表『地方債補正』についてご質疑願います。4ページです。

ありませんか。

（「質議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、平成28年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成28年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日は、午後1時30分から開会します。

本日はご苦労様でした。

— 午 後 1 時 47 分 散 会 —